

## 第 80 回神奈川県国土利用計画審議会 審議経過

### 【整理番号 1 横須賀市森林地域】

#### ○ 稲垣委員

「林地開発手続の完了確認時期が遅くなった」理由をご教示ください。

#### ○ 土地水資源対策課

具体的な理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、連絡道路の完了検査の日程が取れず、エコミル本体と別年度になってしまったものです。

#### ○ 三浦委員

「林地開発許可による森林地域の縮小」に関しては、個別法による調整の後追いになるとの理由で、これを「審議」案件とせず、事業完了後の「報告」として取扱うこととなったと記載されています。

この点について、国土利用計画法上の土地利用基本計画と森林法上の林地開発許可制度との関連性、手続等についてご教示いただければ幸いです。

#### ○ 土地水資源対策課

神奈川県土地利用基本計画における森林地域は、「森林法第 2 条第 3 項に規定する国有林の区域又は同法第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域」と定義されています。

神奈川地域森林計画においては、林地開発事業により伐採が行われ、現況が森林でなくなった地域は、地域森林計画対象民有林から除外されるしくみとなっています。

したがって、林地開発事業に係る案件については、林地開発事業が完了して森林でなくなった後に、神奈川県土地利用基本計画の計画図を変更することになりますが、既に森林ではないので議論する余地がありません。

こうしたことから、森林地域の縮小については、平成 27 年に国土利用計画審議会 の了承を得て「審議」から「報告」に取扱いを変更したものです。

各委員の意見及び事務局の回答について、各委員に報告しました。